○外務省告示第百八十五号

平成二十七年五月二十七日にアンマンで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がヨルダン・ハシェミット王国政府との間に行われた。

平成二十七年六月十一日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ヨルダン・ハシェミット王国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とヨルダン・ハシェミット王国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　二百四十億円（二四、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、財政・公的サービス改革開発政策借款として、政府作業計画（二千十三年―二千十六年）の改革計画（以下「改革計画」という。）においてヨルダン・ハシェミット王国政府を支援することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ヨルダン・ハシェミット王国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、ヨルダン・ハシェミット王国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、七年の据置期間の後十八年とする。

(b)　利子率は、年一・七パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後三年とする。

(2)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、改革計画の実施を支援することを目的として、ヨルダン・ハシェミット王国政府の権限のある当局が既に行ったか又は将来行う予算支出（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物のためのものを除く。）を対象として使用に供される。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。

4　ヨルダン・ハシェミット王国政府は、ヨルダン・ハシェミット王国政府の名義で開設される国家予算勘定に借款の円貨による支出額に等しい額をヨルダンの通貨で振り替えるようにするための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、ヨルダン・ハシェミット王国政府の国家予算に編入される。

5　ヨルダン・ハシェミット王国政府は、借款に基づく生産物又は役務の調達がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って実施されることを確保する。

6　ヨルダン・ハシェミット王国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　ヨルダン・ハシェミット王国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してヨルダン・ハシェミット王国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

8　ヨルダン・ハシェミット王国政府は、借款が適正にかつ専ら3(1)に規定する予算支出のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

9　ヨルダン・ハシェミット王国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　借款の使途及び改革計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及び改革計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をヨルダン・ハシェミット王国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年五月二十七日にアンマンで

ヨルダン・ハシェミット王国駐在

日本国特命全権大使　櫻井修一

ヨルダン・ハシェミット王国

計画・国際協力大臣

イマード・ナジブ・

ファーフーリー閣下

（ヨルダン側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をヨルダン・ハシェミット王国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年五月二十七日にアンマンで

ヨルダン・ハシェミット王国

計画・国際協力大臣

イマード・ナジブ・

ファーフーリー

ヨルダン・ハシェミット王国駐在

日本国特命全権大使　櫻井修一閣下

○農林水産省告示第千五百号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第五十七条第二項の規定に基づき、平成二十一年四月二十一日農林水産省告示第五百四十四号（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十七条第二項の規定に基づき大西洋くろまぐろの年間の漁獲量の限度の割当ての基準を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月十一日

農林水産大臣　林　芳正

第三号中「大西洋の海域（地中海の海域を含む。）」を「大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第一条に規定する海域」に改める。

○農林水産省告示第千五百一号

平成二十一年四月二十一日農林水産省告示第五百四十四号（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十七条第二項の規定に基づき大西洋くろまぐろの年間の漁獲量の限度の割当ての基準を定める件）第二号の規定に基づき、平成二十七年八月一日から平成二十八年七月三十一日までの間の大西洋くろまぐろの年間の漁獲量の限度の合計の上限として農林水産大臣が定める量を次のように定める。

平成二十七年六月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第一条に規定する海域（以下「大西洋条約海域」という。）のうち、北緯十度の線以北の西経四十五度の線、北緯十度西経四十五度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯十度西経三十五度の点から北緯五度西経三十五度の点に至る直線、北緯五度西経三十五度の点から北緯五度西経三十度の点に至る直線、北緯五度西経三十度の点から赤道と西経三十度の線との交点に至る直線、赤道と西経三十度の線との交点から赤道と西経二十五度の線との交点に至る直線及び赤道以南の西経二十五度の線から成る線以西の海域（以下「西大西洋の海域」という。）における平成二十七年八月一日から平成二十八年七月三十一日までの間の大西洋くろまぐろの年間の漁獲量の限度の合計の上限は、三百四十六・六一トンとする。

二　西大西洋の海域以外の大西洋条約海域における平成二十七年八月一日から平成二十八年七月三十一日までの間の大西洋くろまぐろの年間の漁獲量の限度の合計の上限は、千三百九十・四四トンとする。

○経済産業省告示第百二十九号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、平成二十七年経済産業省告示第二十五号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）を次のように改正する。

平成二十七年六月十一日

経済産業大臣　宮沢　洋一

災害名	地域	指定の期間
平成二十六年御嶽山の噴火による災害	長野県 木曽町 王滝村	平成二十六年九月二十七日から平成二十七年九月十日まで
	岐阜県 高山市 中津川市 下呂市	
平成二十六年長野県北部地震による災害	長野県 白馬村 小谷村	平成二十六年十一月二十二日から平成二十七年九月十日まで